

事 務 連 絡  
平成 2 2 年 6 月 1 0 日

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

## 入札制度改革について

公共調達に係る入札・契約については、公平性、透明性及び競争性等を確保して、適正かつ効率的な事務の執行を図ることが不可欠であることから、次のとおり入札制度改革を行うこととしました。

### 記

#### 1 低入札価格調査制度が適用となる対象工事額の変更

( 1 ) 変更事項

変更前 1 億円 変更後 1 億 5 , 0 0 0 万円

( 2 ) 施行日

平成 2 2 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用

#### 2 赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領の制定

( 1 ) 対象となる建設工事

設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 2,500 万円以上 1 億 5,000 万円未満の建設工事

( 2 ) 施行日

平成 2 2 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用

要領等の詳細は[本市ホームページ](#)にて確認してください。